

岩国市 学習者用端末についてのQ&A

Q 1. 家庭ではどのような目的で端末を活用するのですか？
A 1. 学習者用端末から、インターネット経由で学習支援ソフト「ミライシード」やグループウェア「Microsoft Teams」に接続することができ、これらを活用してドリル学習に取り組んだり、学校と連絡を取り合ったりすることができます。具体的な課題については、各学校で指示されます。
Q 2. 子どもに端末を持ち帰らせることに不安があるのですが…。
A 2. 端末の持ち帰りに不安等がある場合、その旨を担任にお伝えください。個別の対応方法を検討いたします（紙媒体での対応、家庭の端末の使用など）。
Q 3. 家庭で新たにインターネットを契約する必要がありますか？
A 3. 端末の使用方法によっては必ずしもインターネット環境が必要ではありませんが、インターネットを利用することでより活用方法が広がりますので、この機会に御検討いただけたらと思います。なお、市教委からモバイルルーターの貸し出しを行っています（利用料は保護者負担です）。詳細については学校または市教委にお尋ねください。
Q 4. 端末は個人的な旅行に持って行ってもよいですか？
A 4. 学校以外では、原則として自宅、放課後児童教室（利用者のみ）以外での使用は認めません。それ以外の場所での使用については、学校に御相談ください。なお、修学旅行や行事等の際の持ち出しは学校長が判断します。その場合の使用に当たっては、学校の指導に従いながら、紛失・盗難等に気を付けてください。
Q 5. 端末は家族が使用してもよいですか？
A 5. 端末は、児童生徒が学習活動に使用するために持ち帰るものですので、児童生徒本人以外には使用しないでください。ただし、児童生徒の学習支援のため一緒に使用されることは構いません。
Q 6. 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、SNSを使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、その対策はどうなっていますか？
A 6. 端末には、児童生徒が安心して使えるように、不適切なサイトやSNSへのアクセスを制限するフィルタリング設定を行っています。また、学習に不要な機能（チャット等）についても使用制限を行っています。
Q 7. 端末のアプリやフィルタリング設定を変更することはありますか？
A 7. 児童生徒の利用実態や、学校・保護者からの意見や要望をもとに、アプリやフィルタリングの制限範囲等を継続的に見直していきます。
Q 8. 端末は何時でも使えるのでしょうか？
A 8. 児童生徒の健康面に配慮し、端末の使用可能時間を午前7時から午後9時までとする制限をかけています。

Q 9. 端末の充電は学校ではなく家庭でするのでしょうか？
A 9. 自宅に持ち帰った場合は、次の授業ですぐ使用できるよう、自宅での充電をお願いします。
Q10. 端末の充電をし忘れた場合、授業は受けられないのでしょうか？
A10. 端末自体を忘れて、充電を忘れてしまった児童生徒に対しては、ほかの教材の場合と同じように、持参することや準備することの重要性を伝えるなどの指導を行います。その上で、他の児童生徒との共用など、学習に支障がないよう対応します。
Q11. 端末の故障やトラブルが起きたら、どこに連絡したらよいですか？
A11. 故障やトラブルが起きた場合、御家庭で修理等はせず、翌日（週末の場合は直近の出勤日）に担任に御連絡ください。
Q12. 端末が紛失、盗難に遭った場合にはどうすればよいですか？
A12. 紛失、盗難に遭った場合は、すぐに学校へ報告してください。また、遺失物届や盗難届を警察に提出し、証明を受けてください。なお、端末や周辺機器の「故意または重大な過失」による紛失、盗難の場合は、児童生徒(保護者)に原状回復のための費用を負担していただくことになります。
Q13. 端末を壊してしまった場合の費用負担はどうなるのでしょうか？
A13. 端末や周辺機器の故障や破損については、通常使用の範囲であれば市が費用を負担します。ただし、「故意または重大な過失」による場合は、児童生徒(保護者)負担になります。
Q14. 「故意または重大な過失」とはどのようなものでしょうか。
A14. 「故意または重大な過失」の基準としては、以下のように考えています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ きまりや教師の指示をきちんと守っていない場合 ・ 足下や不安定な場所など、明らかに落下や事故が起きやすい状況にある場合 ・ 屋外に放置するなど明らかに紛失、盗難が起きやすい状況にある場合 ・ 乱暴、非常識な扱い方をした場合 ・ 食事中や屋外など、明らかに汚れることが予見できる状況にある場合 <u>市からの借り物であり、精密機器でもあることから、こうした状況が起きないように御家庭での御指導をお願いします。</u> <p>なお、これらに類するものがない場合、市と学校で対応を協議します。</p>
Q15. 物損保険の取扱いはどうなるのでしょうか？
A15. 市から端末等の原状回復のための費用を請求されたとき、個人賠償責任保険などの中で補償されるものもありますので、御家庭で加入されている保険の内容等について御確認をお願いします。また、新たに特約を付けることで対応できるものがあれば、そちらの御検討もお願いします。